

岐阜市立島中学校 保護者クラブ規約

第 1 章 規約制定の趣旨

第 1 条 岐阜市立島中学校部活動規約第 2 3 条に基づき、島中学校保護者クラブ（以下「保護者クラブ」という。）の運営に関する事項について定める。

第 2 章 総 則

（位置付け）

第 2 条 保護者クラブとは、島中学校で実施されている部活動と同種目の活動で、保護者が運営するクラブ活動とする。

第 3 条 保護者クラブへの参加は、島中学校各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望する者とする。

（目的）

第 4 条 保護者クラブは、部活動を補完することを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。

第 3 章 保護者クラブの参加申込及び取り消し

第 5 条 保護者クラブは、その代表が 1 年ごとに別に定める「保護者クラブ活動申請書(様式 1)」を校長に提出し、承認された場合に実施できることとする。

第 6 条 生徒の参加申し込みは、別に定める「保護者クラブ参加申込書(様式 2)」を保護者クラブ代表に提出することで完了する。なお、申込書はクラブ保護者会で管理することとし、クラブ員名簿の作成・配布等については、クラブ保護者会で協議することとする。

第 7 条 クラブの活動期間は 1 年間を原則とし、代表者が代わった時、手続きを実施することとする。

第 8 条 年度途中に保護者クラブの参加申し込みを取り消す場合については、随時、別に定める「保護者クラブ参加申込取り消し届け(様式 3)」を保護者クラブ代表に提出することとする。

第 4 章 組 織

（生徒）

第 9 条 各保護者クラブにおいて生徒代表 1 名を選出すること。なお、選出の方法はクラブごとに決定すること。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出すること。

（保護者）

第 10 条 各クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者はクラブの運営、管理に責任をもつこととする。

第 11 条 クラブ運営については、活動に参加する保護者からなる「クラブ保護者会」を組織し、年 1 回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第 12 条 第 11 条に定める会合において、該当クラブの保護者会代表 1 名を選出する。なお、部活動の保護者会の代表が該当クラブ代表を兼任すること望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第 5 章 指 導 者

（指導者）

第 13 条 各クラブの指導者は、顧問が指導することを禁止し、部活動指導員や部活動の社会人指導者を充てることを原則とする。ただし、保護者クラブの指導を希望する顧問が、社会人指導者として指導に当たることを妨げない。

第14条 クラブ指導者の謝金等は、各保護者クラブ内で検討し、決定する。

第6章 保護者クラブの約束等

第15条 各クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者または指導者の監督下で活動する。なお、不測の事態を想定し、監督は複数で行うことが望ましい。

第16条 各クラブの活動時間及び場所については、クラブごとに各月の「活動計画表(様式4)」を作成して、それに基づいて行うこととする。その活動計画表の作成にあたっては、部活動顧問と連携を密にし、部活動とクラブ活動の区別を明確にしておく。

第17条 保護者クラブで本校の運動場、体育館、柔剣場等を使用する場合は、他のクラブとの重なりを避けるため、学校が作成する「活動割当表」に従うこととする。

第18条 学校休業日における学校施設の開閉は、活動日前に学校から鍵を借り、活動日後に返却することとする。なお、鍵の借り受けや返却は原則として保護者が行うこととする。

第19条 保護者クラブの運営にあたっては、基本的に部活動規約に準ずることとする。したがって、校長の判断により活動を停止する場合もある。

第7章 事故及び傷害の対応

第20条 事故や傷害が発生した場合は、保護者会及びクラブ指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、学校にその旨の連絡を入れる。

第21条 保護者クラブの活動における事故や傷害等については、保護者クラブ加入者(社会人指導者を含む)が、別途スポーツ傷害保険や賠償責任保険に任意に加入することとする。

第8章 対外試合の実施と参加

第22条 保護者クラブとしての対外試合の実施及びその移動については、クラブ内で検討の上で決定することとする。ただし、生徒・保護者の過重負担にならないように十分留意すること。

第23条 対外試合のうち、競技団体等が主催する大会に、保護者クラブとして生徒が出場する場合は、校長の許可を必要とする。

第9章 クラブ予算

第24条 予算については、各クラブにおいて、活動に必要な費用を個人に過重な負担がない範囲で徴収することとする。なお、徴収の金額及び方法については、各クラブ保護者会で決定する。

第25条 クラブの予算は部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、会計事務に直接携わらない役員が必ず会計監査を行う。

第10章 その他

第26条 第1条にあるように、本規約は部活動規約に基づくことから、万一、本規約が定める内容と部活動規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規約を優先することとする。

第27条 本規約の改正は、保護者クラブ代表者会の協議において改正案を作成し、それを校長が承認した場合に行われることとする。

第28条 部活動規約及び本規約に基づき、各クラブの運営に関する詳細は、各クラブで定める。

(付則) 本規約は 平成30年4月1日より施行する。
本規約は、令和4年4月1日より改定実施する。

岐阜市立島中学校長 様

令和 年度

「保護者クラブ」活動申請書

令和 年 月 日

(活動クラブ名)

	クラブ
--	-----

別紙名簿のとおりで、保護者クラブ全体規約に従い、
クラブ運営を実施しますので承認願います。

保護者代表

(ふりがな)
氏 名

_____ ㊟

連絡先 住所 _____

電話 () _____

生徒代表

(ふりがな)
年 組 生徒氏名 _____ 男・女

【主な活動場所】

--

	校長	教頭	部活動主任
承認			

様式2 この参加申込書はクラブ保護者会で管理されます。

クラブ保護者会代表 様

令和 年度

「保護者クラブ」参加申込書

令和 年 月 日

(クラブ名)

クラブ

に、参加します。

年 組 (ふりがな) 生徒氏名 男・女

生年月日 平成 年 月 日生

連絡先 住所

電話 () -

上記生徒のクラブ参加をお願いします。

保護者氏名 印

※ケガ等で、緊急に連絡が必要な場合の連絡先

第1連絡先 お名前 () 電話番号 () -

第2連絡先 お名前 () 電話番号 () -

* 個人情報保護法に基づき、収集した個人情報はスポーツ安全保険の加入登録及び事故発生時の緊急連絡において使用します。また、個人情報を保護者の同意なく第三者に提供しません。

保護者クラブ代表者様

令和 年度

「保護者クラブ」参加申込取り消し届

令和 年 月 日

下記の理由により、クラブ活動への参加を取り止めます。

クラブ名	クラブ
理 由	

_____年 組 _____(ふりがな) 生徒氏名 _____男・女

上記生徒のクラブ活動への参加取り止めをお願いします。

保護者氏名 _____ 印

〇〇保護者クラブ細則 (例)

↑ “〇〇”には、「バレーボール」等の種目名称を入れる

第 1 章 細則制定の趣旨

第 1 条 岐阜市立島中学校保護者クラブ規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき、本保護者クラブ細則を制定する。

第 2 章 総則

第 2 条 本細則は、保護者クラブに所属する生徒及びその保護者に対して適用し、本保護者クラブの保護者会規約を兼ねることとする。

第 3 条 本細則は、以下の内容について定めることとする。

①保護者会 ②クラブ代表等の役員 ③クラブの活動 ④スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入 ⑤クラブ活動実施時の保護者当番 ⑥クラブ活動の会計 ⑦クラブの指導者 ⑧その他(名簿の管理等)

第 4 条 本細則は、前条に示す内容を定めることにより、本保護者クラブの活動が円滑に行われるようにするために制定する。

第 3 章 保護者会議

第 5 条 本保護者クラブは、保護者会議を実施し、第 3 条に示す内容について協議し、決定することとする。

第 4 章 役員

第 6 条 本保護者クラブには以下の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

①会長（クラブ代表）：1名 ②会計：1名 ③会計監査：1名
④学年代表：各学年1名（会長は学年代表と兼務でも可）

第 7 条 前条に示す役員の任期は、該当年度の9月の保護者会議から、翌年の同会までとする。ただし、新1年生の学年代表は、該当年度の5月の保護者会から、9月の保護者会議までの期間とする。

第 5 章 活動

第 8 条 本保護者クラブは、クラブ規約第 18 条の規定による「活動計画表」に基づいて実施することとする。

第 9 条 大会参加等対外的には「島中学校〇〇部」として活動し、用具やユニフォームについても部活動のものを使用できる。

第 10 条 通常の活動場所の管理・施錠及び対外試合会場等での送迎等は、保護者が責任を負う。

第 6 章 スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入

第 11 条 クラブ員、指導者、保護者は、スポーツ傷害保険及び賠償責任保険に任意に加入する。

第 7 章 会計

第 12 条 本保護者クラブの会計年度は、該当年度9月の保護者会から、次年度の同会までとする。

第 13 条 本保護者クラブの運営にあたって、活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入、対外試合参加に必要な経費及び競技団体への加入登録費等を勘案し、年間にかかる経費を算出し、それを基に保護者クラブ費として徴収することとする。なお、部活動で徴収する部費とは区別して会計処理すること。

第 14 条 前条に示す費用の徴収方法は各保護者クラブの保護者会議で決定する。

第 15 条 前条の徴収にかかわる事務は、会計が担当することとする。

第16条 会計報告は、会計監査を経た上で9月の保護者会議で行うこととする。

第8章 指導者

第17条 クラブ指導者を依頼する場合、第5条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、校長に部活動の社会人指導者の委嘱を申請することとする。

第9章 その他

第18条 第1条にあるように、本細則はクラブ規約に基づくことから、万一、本細則が定める内容と部活動規約及びクラブ規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規約及びクラブ規約を優先する。

第19条 本細則の改正は、本保護者クラブの役員の協議において改正案を作成し、それを保護者会で承認した場合に行われることとする。

(付則) 本規約は令和 年 月 日より施行する。 ←施行日は各クラブで定める。
本規約は令和 年 月 日より改定実施する。 ←改定日は各クラブで定める。